会議議事録

会　議　名	2024（令和６）年度　第２回栗東市人権擁護審議会
開 催 日 時	2025（令和７）年２月　６日（木曜日）　14 時 00 分～16 時 10 分
開 催 場 所	栗東市老人福祉センター（なごやかセンター）集会室
事 務 局 等	市民部長　西村　滋城、人権擁護課長　松村　正博 人権擁護課参事　安本　昌彦、 人権擁護課：山下係長、荒川主事
出 席 委 員 （13 名）	今井会長、平田副会長、大川委員、前田委員、田代委員、嶋林委員、 富永委員、吉永委員、田村委員、山中委員、藤﨑委員、澤委員、 日高委員（代：竹田）
欠 席 委 員 （１名）	田中委員
会 議 内 容	協議事項等 　2024（令和６）年度栗東市人権擁護計画実施計画実績報告について
配 布 資 料	① 施策体系一覧・評価一覧【実施計画】＜2024 年版＞・・・資料 1 ② 分野別・各課回答　【実施計画】＜2024 年版＞・・・・・資料２
傍　聴　者	0 人（なし）
審議等内容	別紙のとおり

１．開会

・事務局より開会のあいさつ

・審議会成立の報告

２．あいさつ

・会長あいさつ

・西村市民部長あいさつ

・新任委員紹介ならびに委嘱状交付

３．協議事項等

～資料の確認～

＊資料１　栗東市人権擁護計画実施計画①施策体系一覧・評価一覧＜2024 年度版＞

＊資料２　栗東市人権擁護計画実施計画②分野別・各課回答＜2024 年度版＞

（会長）

2024（令和６）年度栗東市人権擁護計画実施計画の取り組み状況につきまして事務局より、説明をお願いします。

（人権擁護課）

2024（令和６）年度栗東市人権擁護計画実施計画取り組み状況説明

＊資料１　栗東市人権擁護計画実施計画①施策体系一覧・評価一覧＜2024 年度版＞

＊資料２　栗東市人権擁護計画実施計画②分野別・各課回答＜2024 年度版＞

～事務局より説明～

（会長）

資料については、資料１は全体を、資料２は詳細を記しております。資料１についてご質問があればお願いします。

（Ｊ委員）

評価は各課とのことですが、例えば、資料１４頁№.６部落差別の項目で、評価が４から令和６年は３へ下がっている課があります、理由をお聞きします。

（人権擁護課）

評価は５段階評価で、資料２の３頁にありますように次年度に向けた課題等も考慮して８０％の出来として、目標近くに達成できたとし、評価３としています。

（Ｊ委員）
遠慮して評価３としているのですか。努力をしているのになぜ評価３になっているのか説明をお願いします。

（人権擁護課）
控えめの評価とさせてもらいました。課の中で判断していますが最終はそれぞれの課長の判断となっています。

（Ｆ委員）
評価の基準は回数だけでなく、中身の検討がいるのではありませんか。例えば企業訪問で誰と面談したか、相手の上層部の方と話をしたというのと、担当者と面談し、「上司、社長に伝えます。」では評価の中身が大きく異なりますので一度検討をお願いします。

（会長）
評価については回数や人数だけでなく、取組の内容も加味しながら検討し、関係課に徹底していただくようお願いします。　資料１　については他に無いようですので次に進みます。
続きまして資料２の１６１事業についてお願いします。最初は共通項目と部落差別（№１～№５３）の項目についてご意見を伺っていきます。
人権擁護課長に、部落差別について標記そのものも含め前回と比べて全体的に変わっていることがあれば説明いただきたいと思います。

（人権擁護課長）
部落差別関連についですが、第１回目の審議会でもご説明しましたが、令和６年度の栗東市の考え方は、同和問題は部落差別、又は人権問題という表現にしています。あらゆる人権問題の解決に向けた施策・推進は栗東市人権擁護計画に基づいてそれぞれの課題解決に向けて進めております。

（会長）
それでは、黒塗りの部分の共通項目１頁よろしいですか。２頁、３頁９、１０、１１番、４頁１２番、５頁１６番。以前に意見があったと思いますがここに人権擁護補助推進事業とありますが、人権擁護推進委員と人権擁護委員と別に分けてありますが、合同での研修の実施、学びを深めていける研修は無いのですか。

（Ｇ委員）
依然尋ねたことがあるのですが、人権擁護推進委員と人権擁護委員の活動の仕方がはっきりしているようで、はっきりしていません。個々に活動しています。人権擁護推進委員会と

して私たちの具体的な仕事の内容が明示されていませんでした。担当と話をさせてもらって今は検討中とのことでした。

（人権擁護課）
１６番の人権擁護推進事業補助事業についてですが、人権擁護推進委員会、人権擁護委員会、同和教育推進協議会と３団体がありますが、資料３７頁１５０番にありますようにハンセン病やコロナ差別に関した啓発の取組みで、人権３団体による視察研修会を今年度実施させてもらい、合同で研修をさせてもらいました。

（会長）
ありがとうございました。それでは６頁、７頁、８頁、９頁、１０頁、何か質問ありませんか。

（Ｆ委員）
１０頁の３６番ですが、お願いがあります。地区別懇談会を実施した状況、こんなことした、こんな工夫をしたという事例集みたいなものを提供できるようお願いします。

（人権擁護課）
年度初めの地区別懇談会の説明会資料で講師名や人気の DVD など紹介させてもらっています。ページが多い、見づらいなどの意見もあったので、より見やすいように工夫していきます。

（会長）
１２、１３、１４、１５頁と、何かありませんでしょうか。

（Ｋ委員）
先日、滋賀県の幸福度についての世論調査が発表されていました。
幸福度は１位：竜王町、２位：栗東市、住みよさランキングは１位：草津市、２位：栗東市でした。
ともに２位であったことは、各課の皆さまが人権尊重を基盤としてよい街づくりに全市を挙げて取り組んだ結果と大変嬉しく受け止めさせていただきました。さらに継続していただきたいです。
１３頁４３番、４６番ひだまりの家の評価ですが、４３番は評価５・４・２、４６番が評価３・４・２と下がっています。評価が下がっているのは厳しくチェックされた結果と思います。ひだまりの家が、子供、大人、高齢者にとっても皆の良い居場所になりますように、さらに取り組んでいただければ多くの皆さんの繋がりもでき、地域愛も生まれ、幸福度、住み

よさも更にアップするのではないかと思います。

（ひだまりの家）
ありがとうございます。評価につきましては、先程ありましたように、目標に対して厳しくチェックさせていただきました。ひだまりの家は隣保館として地域、地域外の方の様々な事業に取り組んでいますので、今後も子どもから高齢者まで行き届く事業を実施していきます。

（会長）
人権が大事にされた結果としてランキングが２位と現れたと思われます。行政もしっかりと進めていただきたいと思います。

（Ｅ委員）
ひだまりの家のチェックは厳しいと思います。私も、ひだまりの家はよく見ていますので、私なら、最低でも３、４の評価で妥当だと思います。

（会長）
Ｅ委員、部落差別全般に関して何かありましたらお願いします。

（Ｅ委員）
栗東市でも、差別事件はあります。先般ようやく差別事象が、集約の方向に向いてきました。私はできる限り栗東市から部落差別をなくしたいと思っています。指導教育が必要です。市の職員、運動団体と協力してやっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

（会長）
滋賀県水平社創立１０２年ですが、破戒の上映や福田村事件の上映などで部落差別をなくしていく取り組みや啓発がなされていますが、現在でも差別事件が起こっているということなので、部落差別解消に向けた、人権尊重に向けた啓発活動の中で取り上げて頂きたいと思います。

（Ｊ委員）
元に戻りますが、１２頁の４０番、４１番関連ですが、「こんな企業には行きたくない」という内容のチラシが商工会で作られていますが、企業内研修という前に日頃から企業と連携が取れているのか、その辺はいかがでしょうか。

（商工観光労政課）
４０番にあるとおり年６回研修をしています。４１番にあるように企業訪問も年１回おこなっています。その中で各企業と情報交換をしており、商工会とも情報交換しています。商工会も企業内での人権については重きを置かれているので、このようなチラシを作成されたと思います。

（Ｊ委員）
文面だけでなく、実際に行動として起こってこなければ、実行は難しいので、あえて言いました。

（会長）
企業に関わる啓発ということでありますので、Ｉ委員にお越しいただいておりますので事業所・企業ということで何か周知いただけることがあればお願いします。

（Ｉ委員）
特別に周知していることはないですが、採用活動等はしっかり留意して行っています。

（会長）
取組として皆さんに周知いただくと、広く学ばせていただけるという思いで伺いました。

（Ａ委員）
１４項５０番の教育実態調査、次項の５３番の住民意識調査について、今年度調査された教育実態調査のとりまとめ状況を教えてください。

（人権擁護課参事）
今年度は十里美里地区の教育実態調査を行いました。調査は終了し、今は最終の分析で２月２０日の人権擁護推進本部会議で報告させていただき、３月には十里美里の地域住民の方への説明と、十里守り育てる会へ報告させてもらう計画となっております。

（Ａ委員）
地域におろせる施策を打ち出せるように実態調査を活用していただきたいと思います。

（会長）
それでは女性、子どもについて、１６頁から２５頁の５４番から９１番について意見などお願いします。
１６項から２１項でご意見がないようですので、２２頁７２番の要保護児童支援事業につ

いて、様々な課題が子どもたちの中に見えてきている、又は課題が重層化しているなかで、子ども家庭支援センターを中心に要対協も多くの方々からのご意見を賜りながら知恵を絞り出して子どもたちの課題解決のために努力されておられます。
かつて、しんどい子どもたちをサポートするために、市の意向を据えて行ってきた同和教育の成果や良さ、手法を取り入れて要対協でも進めていただきたいと思います。
同和教育が取り組んできた事柄を再度しっかりと確認をし、要対協の中でも受け止めて、子どもたちのしんどい思いに寄り添っていけるよう、施策も含めた取り組みを頂けるよう検討いただきたいと思います。これらの事について、人権擁護課参事さんにご意見を伺いたいのですが、いかがでしょうか。

（人権擁護課参事）
学校では同和教育を土台として取組みをしてきました。それは部落差別問題だけを解決するのではなく、すべての差別問題、いじめ問題、子どもの人権すべての人権問題にかかわることです。それらの背景をしっかり捉えることを大事にしてきました。学校だけでなく社会の中で大事な視点と思います。

（社会福祉課）
社会福祉課では今年度から重層的相談体制を本格的に始動しており、課題解決を社会が目指すこと。より細かな課題に対して市役所や NPO を含め関係機関が課題のある世帯を支援する活動を始めています。こちらからアウトリーチの形で細やかな寄り添った支援をさせていただいております。今年度は４件相談を受けています。

（会長）
思考を凝らした対応をいただいており感謝します。

（H委員）
２４頁８７番の無職少年対策ですが、市内の高校中退者を対象に取り組みされていますが栗東高校、国際情報高校が対象ですか。県内の他の高校からは情報は入ってこないのですか。市内の対象高校からの情報の流れを教えてください。

（生涯学習課）
少年センターを所管しています。少年センター担当者が学校を訪問し高校の担当先生から、常に情報を共有するようにしています。近年は対象者が少なく、今年度は無しとなっています。

（Ｈ委員）
退学者がいないので、活動としては無かったということは好ましいことなので活動としてつながらなかったというのはよいことです。ただし、退学しているのに全く情報が入ってこないというのではこの制度の意味がないと思います。学校から積極的に通報連絡が入る体制が整うなら更にこの活動は生きてくると思います。

（生涯学習課）
専属の担当者が、常に情報を共有するように連絡を密にし、対応が必要な際には適切な対応ができるような体制をとっています。

（Ｈ委員）
ありがとうございました。

（会長）
２５頁。Ｂ委員は人権擁護委員として日々ご苦労いただいているわけですが、特に子どものＳＯＳミニレターを含めて、委員の皆さんにご報告などありますか。

（Ｂ委員）
人権擁護委員の役割の一つとして人権教室があります。子どもたちに教材を使って人権教育をするのですが、その中でしんどいこと、苦しいこと、相談したくても、相談できないときの方法の一つとして「ＳＯＳミニレター」があることを知らせています。身近な先生や親に相談するのが１番良いのですが、喋れない子どもや、書くのが得意な子どもは各学校にミニレターを設置していることを説明しています。法務局で常駐相談をするのですが、その時にミニレターの返信を書くということもします。年間に何回か返事を書きます。幼児から思春期の子どもまでおり、悩みが深いことや、幼い子どもは中身が分からない内容ですが何かに困っていることが読み取れる内容であるので、人権擁護委員は、子どもたちの真意をくみ取って返信を書くよう、一生懸命に頑張っています。

（会長）
ありがとうございます。こうして頑張っていただいております。（評価が）３とありますが目標通りやっておられると思います。

（Ｂ委員）
女性・子供にも関連があると思いますがＤＶ（ドメスティックバイオレンス）が女性の項目にあります。ＤＶというと家庭内夫婦の暴力と思いがちですが、ＤＶの現場を見た子どもは虐待を受ける事になりますし、ＤＶは大人に限らないところがあります。人権擁護委員の男

女共同参画委員会で取り組んでいるのが、デートＤＶとなります。中学生ぐらいから１０代の子どもたちを対象に、正しい付き合い・人権を大事にする付き合いとはどういうことかを取り上げています。中学生ぐらいでも、男の子が女の子に対し支配して、コントロールしようとする問題が無いとは言えません。中学生でも正しい付き合い、男子と女子がお互いを尊重しあってよい関係を作る授業を考えており、指導案を作って、いくつかの学校で試行的な授業を始めている段階です。

（会長）
よりよい授業の資料できましたら、また紹介してほしいと思います。他に女性の観点でのご意見はないでしょうか

（Ｌ委員）
私は女性団体から参加していますが、先日ある会議で、「女性団体というのは必要なのか」という話があり、もう男性女性の区別無く活動したらどうかというものでした。私は更生保護女性会所属ですが、男性が混じってもよいではないかとの話もありました。また、女性だけの団体で、男性が何もわかっていないところがあるということが問題なので、女性だけの構成員でなく男性も混ざった構成員としてそろそろ活動していくべきではないか？と言う意見が別の会議中に男性の方からありました。消費者問題などでも女性だけですが、確かにそうだと思うところはあります。日赤もここ２，３年で男性も入ってこられ、そこに敷居があるがために広がらないのかと思うところがありました。しかしそうなるには、もう少し時間がかかるかな、という思いもあります。

（会長）
男女共同参画の担当お答え願います。

（自治振興課）
男女共同参画プランは自治振興課が担当です。確かに男女共同参画プラン自体が男女となっていますが、それが区別になるのかというのもありますし、男女ということ自体がプランとして作って行ってもいいかについては、そのような議論がインターネットなどでもあることから、今後の課題になるのかと思っています。

（会長）
様々な会議の中で、委員会委員の男性割合、女性割合という形のものは発信していますか。

（自治振興課）
５４番の個所に男女の比率を記載しています。

男女の比率・構成比率などは毎年報告させてもらっています。女性委員の登用についても積極的に登用をお願いするよう庁内インフォメーションで発信しています。

（会長）
今、女性だけの会議があるということで、逆にそこは男性にも参加いただけるような働きかけを視点を変えてしていただきたいと思います。

（会長）
次に高齢者・障害のある人でＮＯ．９２からＮＯ．１３２まで２６項から３３項まででご意見をお願いします。

（Ｄ委員）
５年度の第２回、令和６年２月に同じことを尋ねましたが、ＮＯ．１０８，ＮＯ．１０９で目標値の設定で達成できなければ評価２ということで、令和４，５，６年ですべて評価２となっているなかで手話通訳できる職員数は２名となっており、令和６年度で１人、５年度、４年度も１人、これで目標値が達成できないことで評価２となっています。前回回答いただいたとき他の（意思疎通の）方法として遠隔手話通訳できる環境を整備しています。ビデオ通話で専任者通訳者と手話で相談できるような聴覚障がい者と通信する末端タブレット端末を用意していると回答いただいていますが、なかなか難しいとの事で、それ以外に進んでいることはありますか。

（障がい福祉課）
手話通訳ができる職員数配置は２名ですが、正規職員では０人、会計年度職員は１名、正規職員は令和３年６月まで在籍しましたが事情により退職されました。よって評価２としています。
採用募集はおこなっていますが応募がない状況です。令和６年度に厚生労働省が実施した手話通訳士の試験では、１０７６名受験されたが合格者は５９名、合格率５．５％が実績でした。
本市の募集は手話通訳士または手話通訳者、手話通訳者は都道府県がおこなう試験ですが本市に応募されないのが実情です。年齢条件も４０歳以下まで広げていますが試験データを分析すると合格者の６割が４０歳以上ということが分かったので今後年齢条件を引き上げる、若しくは撤廃も考えており人事と相談し対応していきたいと思っています。

（Ｄ委員）
１名で現在不備はありませんか。

（障がい福祉課）
１名の資格取得の会計年度職員が対応しており、栗東市では現在１０名の資格者の登録がありその方々にお願いしています。また、県へ委託契約をしており必要な時にお願いして対応しています。

（会長）
困られる方がおられないように対応をお願いします。

（M委員）
私は視覚障がい者ですが、障がい福祉課にはよく行きます。点字ブロックについてですが、点字ブロックは栗東市にはそこそこ設置されていますが、視覚障がい者には黄色がよく見えるということで黄色になっているはずですが、なぜ灰色にするのか教えていただきたいと思います。
書いてあるとおり視覚障がい者、聴覚障がい者に対して市は福祉サービスを計画して実行されています。歩行訓練などをされていますが、市には１３０名を超える視覚障がい者がいますが、実際訓練をされている方は１０名もいません。なぜ１０名くらいしか来ないのかを調べているのか教えていただきたいと思います。
私も１０数年視覚障害者だが、いつも１０名以下の参加しかありません。広報が悪いのか、障がい者の方が悪いのか、どういう理由があって参加しないのでしょうか。
私も視覚障がい福祉協会で会長をしていますが、なぜサービスを提供しているにもかかわらず予算もあるのに参加者が少ないのか、視覚障がい者は杖があるから解りますが聴覚障がい者は健常者と見間違います。こういった障がい者に対してどういうサービスをしているのか、よく考えて計画して実施していただきたいと思います。
あと、高齢者については、私も６５歳で定年を迎えましたが、なぜ７０歳ぐらいまで雇用してもらえないのか、６５歳以上にはアルバイトとかそういう仕事しか与えられていません。高齢者の雇用についてお聞きしたいと思います。

（障がい福祉課）
訓練はスタッフの関係もあり、定員制にしております。視覚障がい者の方の申し込みが少ないことにつきましては、周知が足りないのか分析する必要があると思います。
スタッフの方についても広報などしていますが、今年度から大学を通じて募集させてもらっています。
点字ブロックにつきましては、改めて管理者から回答させていただきます。

（M委員）
市役所内には黄色のブロックは無いですね、どうして黄色ではないことの意見を求めない

のか、お答えください。困っているのは障がい者であり、対応しているのは市です。

（人権擁護課長）
点字ブロックですが、道路では栗東市バリアフリー基本構想で道路河川課が設置していますが本日出席していないため、改めて理由を報告させていただきます。市役所内もなぜ灰色なのか管理者に確認し、報告させていただきます。

（商工観光労政課）
定年に関しては各企業が決めるところと思いますが、市では企業訪問を実施していますので、各企業に今日頂いた意見を報告することについて、課内に持ち帰り検討したいと思います。

（会長）
事業、物事を進めていくには、当事者の意見、声を聴きながら、事業に反映いただけるようにしていただきたいと思います。よろしくお願いします。
それでは次に３０、３１、３２、３３頁、（意見無し）
それでは次の外国人、インターネット、感染症、性的指向、さまざまな人権問題の３４頁から３９頁までよろしくお願いします。

（Ｊ委員）
３４頁の１３３番、評価が３になっていますが、本当に３、私自身は２でもいいのかなと思います。なぜかというと、ここに書いてあるような状況になっていない、広報で頑張っているのでしょうが、広報だけでなく忙しいでしょうが職員も自ら国際交流事業に参加いただいて自らが国際交流に参加することをお願いしたいと思います。
続いて３５頁１４０番ですが、図書館に関係することがありますが、本当にこの状況なのか私もよく図書館に行きますが、ここで外国の方を見たことがありません。そのような状況で評価３といえるのでしょうか。そのあたりの取り組みを教えていただきたいと思います。
最後に日本に２０年以上いる外国の方に、困り事はありませんかと聞いたとき、東南アジアや南米の人たちと、欧米の人たちに対する見方に相違があり、その辺のところが国際交流で大きな問題点となってきています。私自身の心の問題が国際交流を本当に進めるかどうか。うわべの国際交流ではなく、心からの本当のハート対ハートの国際交流を進めていけるのか、ご検討いただけたらと思います。

（自治振興課長）
国際交流協会で事業していただいております。市の職員も参加できる範囲で参加しております。ただ日本語教室は、受講される外国の方が年々減っておりますので、その中でテコ入

れしなければと思っています。

（会長）
是非ともよろしくお願いします。外国の方々への偏見・差別をなくしていくため、どういった働きかけをしていくのかについてお願いします。

（人権擁護課）
人権は多岐にわたり、難しいとは思いますが、やはり啓発していくことを求められていると思います。欧米人であったりアジア系であったりと、委員がおっしゃられたように目線でとらまえない考え方が無いようにすることが重要と考えます。広報誌や冊子などで啓発していくのが重要であると考えます。

（会長）
当事者の方の声にしっかり耳を傾けながら取り組み方をどのように進めていくのかが大事です。私も外国籍の方々、永住者の方の住民投票条例などの研修に参加しましたが、その方々の声を聞きながらどのような対応をするのかが今後の重要な課題と思います。しっかりと声を聴いて対応をお願いします。

（Ｋ委員）
３５頁の１４３番日本語教室補助事業ですが、私事になりますが、近くのアパートにベトナム人が一人で住んでおられました。近くに住んでいたので、おはよう、お帰り、頑張ってね、と声掛けをしていたら、最初は声掛けに対しオウム返しで挨拶をされていましたが、
１０年経つと、彼は日本語検定受験、運転免許取得、整備士の資格をとり、その会社でなくてはならぬ立場となり、日本人女性と結婚、家を購入し、日本が好きでここで住むと、非常に素晴らしい１０年を過ごされました。
外国人が来日され、夢をもっておられる場合は、言葉の壁さえ乗り越えたら、日本の労働力の一助になってくださっています。今、日本では外国人就労者は２３０万人、全体の３．４％を占め、介護、福祉、いろいろな現場でまた、資格を取らなければならない職種でも能力を発揮され活躍されており素晴らしく成長し日本の労働力不足を補ってくださる方もおられます。
　日本語教室は、誰に呼び掛けて、どういう意欲を持たせるか、など難しい課題とは思いますが、一旦、言葉の壁を乗り越えましたら、先程ご紹介したベトナム人の例もあるように日本語教室の参加者が少ないことは課題もありますが、市としての希望、目標を持って取り組みいただけたら、日本の労働力減少を補っていただける一助ともなるのではないかと、ご紹介させていただきました。

（会長）
ありがとうございました。それでは３６頁、３７頁、３８頁

（Ｆ委員）
パートナーシップ宣誓制度についてですが、県の方は昨年９月からパートナーシップ宣誓制度を創りました。それに基づいてすでに１組がその宣言書を受領しています。今のところは何件申請されたかは分かりませんが、１０組程度は出るだろうとされています。その中に栗東市の方がいらっしゃるかどうかわかりませんが、現在の状況で県の証明証をもって、栗東市の市営住宅への入居、住民票や戸籍票の交付申請、課税証明書発行の為に来庁された場合、市の方はどう対応するのでしょうか、あるいは検討されているならそれをお示しください。市営住宅は同居する親族がいることが条件、果たしてパートナーは同居する親族とみなされるのか、あるいは住民票の交付、課税証明の交付、それらについては本人の委任状があればできるでしょうが、委任状の必要のない人もいるはずです。配偶者、子どもとかは要らないと思いますが、パートナーはその方々と同じであるのでしょうか。来られた場合は栗東市では、受理して対応となるのでしょうか。県の指針は出ているのですが、出ている中で、どう対応するのか、方向が決まっているならお示しください。
　もう一点、そういうことがある中で県全体としては栗東市に住んでいる人も、県に行けばパートナーシップの証明がでます。敢えて栗東でパートナーシップをとる必要がないのではという議論もあります。今まで３年間ずっと繰り返してきました。栗東としてどうするのか、パートナーシップ証明は必要ないのではないか、前回のこの場でご意見をいただいた市民の方もおられます。そういう状況において、敢えてこの審議会で、パートナーシップ宣言について必要ないとされるなら、訂正していただきたいと思います。３８頁の１５３項、次年度に向けた課題等の中で、後半のまた以降、「また市民啓発と併せて、先進自治体のパートナー制度に関しての情報収集や制度についての理解を行う必要がある。」こうして次年度への課題は決まっています。しかし、栗東市においては県の制度があるので、それに基づいてやっていったらいい。敢えてこの項目は必要ないのかな、この項目は消してしまってもいいのかなと思っています。これについては審議会でも議論できたらと思います。方向性が決まっているならお教えください。

（人権擁護課）
パートナーシップの在り方で、県で認証を受けられた方が栗東市に来られたという例は、今は無いようです。ただこれから、発生することもあると考えております。栗東市ではパートナーシップ制度は進めていくべき制度であるとして検討を進めております。現段階では、滋賀県からは制度について、理解を求められています。滋賀県で認証を受けられた方が、市や事業所に来られた場合には、サービスを受けられるようにすることを求められています。

ただ栗東市では、県から認証を受けられた方が、市営住宅に入りたいと言われても、現状では残念ながら、お断りすることなります。判断条件が、条例や規則のとおりにされると思います。ただこのような状況ではいけないと考えていますので、令和７年度には住民意識調査を行いパートナーシップ制度についての考え方を聞き、進めていきたいと思います。

（Ｆ委員）
現在大津市、守山市にはパートナーシップ制度はありませんが、県の制度ができたことに伴って、大津市、守山市ともそれにどう対応するかが進められると聞いています。現在栗東市では、制度利用者はいらっしゃらないということですが、しっかり調べたことではありません。漠然とですがＬＧＢＴＱの方が、人口の１０％ぐらいはおられる、いつでも対応できるような窓口を設けることになろうかと思います。市としてもそういう人に対し、きちんと対応できる心づもりをお願いしたいと思います。
会長にお願いしたことは、この制度が県にある中で、大津市は１０年間検討し、結論としてパートナーシップ制度はしません。となりました。栗東市がこれから調査をして５年、１０年かけて導入するのか分かりませんが、現実に県の制度がありますので、県の制度を採り入れ栗東市のパートナーシップ制度とすればどうかという考えもあります。この審議会の皆様のご意見をお伺いしたいと思います。

（会長）
次年度に向けた課題として、これは市の方針として受け取っていいと思います。また、「市民啓発と併せて、先進自治体のパートナーシップ制度等に関して情報収集や制度についての理解を行う必要がある」と、この件をＦ委員は尋ねられていると思いますので、この文言を入れられている意図を聞かせてください。

（人権擁護課）
パートナーシップ制度導入に向けまして、導入といいますか、制度、サービスを受けられるかどうか、の考え方になりますが、情報収集といいますのは、Ｆ委員がおっしゃられたように、滋賀県の県下においても、パートナーシップ制度を導入して宣言を認めていくやり方、あるいは県の制度を受け、市がサービスを提供し対応していくなど、やり方が多岐にわたっています。どちらのやり方が良いのか市役所でも深い議論が必要と考えています。更には違う方法があるのか、加えて制度について市民の考えを聞き制度の是非も問うべきなのかなと思います。
いつかと問われれば、来年の意識調査の結果を見るのも一つで、市役所内でも議論を進めていくべきと考えています。

（会長）
次年度に向けた取組み・課題として報告在りましたが、議員の皆様はどうですか、ご意見などお願いします。

（Ｆ委員）
簡単なことです。パートナーシップ制度、当事者は当たり前に生活したい、普通の市民と同じように生活をしたい、だが法律上では認められていない、多々裁判がなされていますが憲法で認められていない、違憲であるとか合憲であるとか判断が分かれているなかでどうやって社会が保証してくれるのか、３年前も話しましたが身内で共に女性ですが、同性婚をした者がいます。子どもにも直接会って話をしましたが、ごく普通に生活をしている、それが当たり前の状態だと言うことを法律が変わらない間は自治体において宣言によって認めていくことと思っています。県ではやりました。６市でもやっています。栗東市も早くしてほしいと思い今まで来たのですが、やはり市民の理解が必要だとして３年間経ったと思います。これから先は来年住民意識調査をし、どういった意見が出るか分かりません。大津市は１０年間繰り返しましたが結果はしません。となりましたが、栗東市は来年度調査をしますが、どうなるのか、いつの段階で完結するのかということ。どうなのか皆さんの意見を教えていただきたいと思います。

（会長）
県のパートナーシップ制度は、当事者が宣誓されると証明書が発行されます。そのことに対しては県の制度を活用して頂きたいということですね。例えば守山市では、その証明書を基に、認めていきましょうとなっております。各関係課と連携して取り組まれています、これは一つの方法と思います。
栗東市の場合は、市民啓発と併せて市民の意見を聞きながら、もう一度市民にお尋ねしつつそれを合わせて他市の動向を踏まえながら、検討していこうとしております。そのあたりを審議会で意見交換しながら共有させてもらっている訳ですが、どうでしょうか。

（Ａ委員）
私的な見解になりますが、基本的に県のパートナーシップ制度に関しては、現実的には制度が各市町に対してお願いされている。というような状況になっていると思います。県制度以外のもっとより良いパートナーシップの展開を図るなら、独自の自治体での事業展開が必要と思います。事業展開をどこまで行うのかを市の中で決定していきながら制度的な決定を図っていくことが必要と思います。それが住民意識調査や内部的な議論をしていく場ということで直ぐにはムリで、もう少し時間が必要ではないかなと私は思っています。

（会長）
審議会の中で勉強会をさせていただいております。県のパートナーシップ制度がある中で、市としては市民啓発を併せて進めていくということですから、市民の意識調査や内部での検討を踏まえながら審議会の皆様にもよい結論やこの方向性について示していただけるよう、困っておられる方にすぐに対応が図れるように進めていただくようお願いします。

（会長）
たくさんの意見を、いただきました。各担当課におかれては受け止めるところは受け止めて反映し、審議委員の皆様にもお返しいただきたいと思います。
これで資料１、資料２につきましての審議は終わらせていただきます。
その他の連絡事項について事務局より説明お願いします。

その他
・１点目、１回目の審議会で報告したことで、栗東市人権擁護審議委員会、栗東市同和教育推進委員会、この２つの統合については問題の整理がまだ出来ていないところから２つの会議の統合は延期します。
・２点目、令和７年度　第１回目の審議会は、事務局では７月１０日（木）午後２時頃を予定するので予定をお願いします。

意見
・資料はもっと早くほしい。

（会長）
協議はこれで終了し、後の進行を事務局にお返しします。

（事務局）
本日は貴重な意見等ありがとうございました。また、施策に反映させていきます。
閉会のあいさつをお願いします。

閉会
～副会長あいさつ～